

# 京丹波町公共事業再評価審査委員会 第1回会議（会議概要）

日 時 平成23年1月17日（月）  
午前10時～正午

場 所 京丹波町役場2階  
議 場

出席委員 8名（欠席者1名）

（\*設置要綱第4条第2項の規定により、本委員会が成立）

## 1 開 会

- ・事務局挨拶
- ・委員紹介

## 2 委嘱辞令交付

- ・委員委嘱（代表受領）：吉田 昭委員

## 3 町長挨拶ほか

- ・寺尾豊爾町長挨拶

## 4 委員長・副委員長の選出

- ・委員の互選により選出  
委員長：片山俊明委員、副委員長：隅山國夫委員
- ・片山委員長、隅山副委員長挨拶
  - ・町担当者自己紹介

## 5 議 事

### （1）事業の再評価について

- ・担当課から審査依頼書、再評価実施要綱、審査委員会設置要綱、事業の再評価について説明

（主な意見・質問等）

特になし

### （2）対象事業（町道235号線道路改良事業）の概要について

- ・担当課から事業概要について説明

（主な意見・質問等）

- ・委員

完成予定はいつ頃ですか。

- ・担当課

平成24年度完成を予定しています。

・委員

事業の内容をよく理解するためにも、現地を確認したい。

・担当課

次回の委員会で予定しています。

・委員

南丹市側の進捗はどのようになっていますか。

・担当課

平成22年12月に京都府、南丹市、京丹波町とで協議を行いました。

南丹市側では、今年度調査計画を実施され、現所在地元調整をされているところです。

・委員

事業費の6億5千万円には、橋梁が含まれているのですか。

・担当課

当該路線には橋梁はなく、一般的な築造工事となっています。

・委員

平成24年度に完成すれば、どのくらいの交通量が望めるのですか。

・担当課

1日600台を見込んでいます。

## 6 その他

・今後の日程について

第2回：2月14日（月） 午前9時30分から（現地調査含む）

第3回：2月28日（月） 午前10時から

## 7 閉 会

・隅山副委員長挨拶

京丹波町公共事業再評価審査委員会委員名簿

委員長等	委員名	役職等	備考
委員長	かたやま としあき 片山俊明	行政書士	
副委員長	すみやま くにお 隅山國夫	京丹波町区長会理事	
委員	うえだ つぎお 上田次雄	南丹船井交通安全協会京丹波支部支部長	
	うめはら よしのり 梅原好範	京丹波町消防団団長	
	しらいし かつたか 白石克孝	龍谷大学法学部教授	
	たばた しゅういち 田畑修一	京丹波町商工会会長	
	にしむら えみこ 西村恵美子	京丹波町婦人会会長	
	ほそい よしかず 細井義数	畑川ダム対策協議会会長	
	よしだ あきら 吉田昭	京丹波町区長会副会長	

(目的)

第1条 この要綱は、京丹波町が実施する公共事業の再評価を行い、必要に応じ事業の見直し等を行うことにより、公共事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

(再評価の対象事業)

第2条 再評価の対象事業は、京丹波町が実施する公共事業のうち、維持管理に係る事業を除く以下の事業とする。

- (1) 事業費が予算化されているが、調査等のため5年間を経過した後も未着手であるもの
- (2) 事業費が予算化され、継続中の事業で10年間を経過したもの

なお、上記の要件に当てはまらない事業についても、進捗状況等により再評価の必要があると認められる場合には、随時再評価を実施するものとする。

(再評価の方法)

第3条 次の視点に基づき検証することにより、再評価を実施する。

- (1) 事業の進捗状況
- (2) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- (3) 事業費が予算化された時点からの費用対効果分析の要因の変化等

(委員会)

第4条 町長は、再評価に当たって学識経験者等の第三者から構成される委員会を設置し、意見を聴くものとする。

(対応方針の決定)

第5条 町長は、委員会の意見を尊重し、事業の継続、休止又は中止の対応方針を決定する。

(結果の公表)

第6条 再評価の内容等は、これを公表する。

(雑則)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年10月11日から施行する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、京丹波町公共事業再評価実施要綱(平成17年京丹波町告示第82号)第4条の規定による京丹波町公共事業再評価審査委員会(以下「委員会」という。)の組織、委員、会議、庶務その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、町長の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

- (1) 審査対象公共事業に関し、町長が作成した対応方針案について審査を行い、意見がある場合には、町長に対して意見を述べること。
- (2) 委員会の意見を受けて町長が決定した対応方針について、報告を受けること。

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員は、町長が委嘱する。

- 2 委員会は、10人以内の委員で組織する。
- 3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員会の庶務)

第5条 委員会の庶務は、監理課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年10月11日から施行する。

附 則(平成19年訓令第15号)

この訓令は、平成19年10月1日から施行する